宅 配 便 約 款

月

第第第第次 4321 任物送則 (第15年) (第17年) (第17年) 条しけ条 ~ (() () 第第第第 2613.3.2 条条条条 ~ 第第

なす。で署名された「国別の統一に関する条す。

ル条約」といい 規則の統一に関 「フルソー条約」 」といいます。) 」といいます。) 」とれた で改正された

フイト/SDR)な金の定める特別引 を出

のは、 し荷

れ 内容につ より、会社 で いが

とお

します。 とする記載事項 とする記載事項 とする記載事項 な用合

も点のびなでン

必要な ま事

するもので、以の運送が、

の運送に適する荷造りをしなければなりをしなければなりりをしなければなりりをしなければなりのではないと認められる場がして、運量等に応じて、運

の場合には運送の引受けを拒

あ

ので

又は

求め

あるとき。

つき、重量が25キログラムをけないものとします。の各号に掲げる貨物について

0 合 計 が

ゆる種類の宝飾品、A 半貴石、各国の通貨 他の貴金属、ダイヤエ の品に該当する場合 の紙ン

第3章 貨物の引渡し等) 第3章 貨物の引渡し等) 第3章 貨物の引渡し等) (貨物の引渡し等) 第3条 会社は、運送状に記載された場所で、荷受人が不在の場合又は直接荷受人に引渡し所に荷受人が不在の場合又は直接荷受人に引渡し所に荷受人が不在の場合又は直接荷受人に引渡しができない場合は、運送状に記載された場所で、荷受窓口、管理人、家族、同居人、隣人又は荷受人の引渡し事3章 貨物の引渡し

第 4 責任

明した場合には、まない業務から生じたりのであるとといいます。これだし、会社は、のであるとといいます。これだし、会社が、必要なすべい。 会社は、責任と

て会社が行うその他の業務から 責任を負うものとします。 責任を負うものとします。 をの遅延が運送中に生じたもので をの遅延が運送中に生じたもので をの遅延が運送中に生じたもので をの遅延が運送中に生じたもので をがあったことを証明した場合 能であったことを証明した場合 能であったことを証明した場合 を対しなかった場合には、それにより会 与えた場合には、それにより会 与えた場合には、それにより会 の損象の場合には、それにより会 の関の用を限度とし、荷送人が かの実際の購買価額、同種同品 に変し、一方 に変し、一方 を記められるその貨物の価額を と認められるその貨物の価額を と認められるその貨物の価額を とさいものを とであった場合には、当該貨物 の事で関度とし、荷送人が り20万円を限度とし、荷送人が り20万円を限度とし、荷送人が り20下の場合には、当該貨物 を利により会 と認められるその貨物の価額を と認められるその貨物の価額を と認められるその貨物の価額を とさいものを といいます。 物が責 1 申任 エキログラー カー 当日 りょう で負わないても

超える基は質問品質に は算度物っ で出内のて され正常 せる当の貨

ャ マ 運輸 株式会社